

わった方などが対象になりません。

引き落としの開始は、平成26年10月支給分の年金からになります。そのため、平成26年度の市・県民税額のうち半分については、第1期(6月)と第2期(8月)に、普通徴収(納付書もしくは口座振替)で納めていただくこととなります。対象となる方には、「平成26年度市民税・県民税額決定・納税通知書」(納付書)を6月13日(金)に発送します。

なお、普通徴収および特別徴収の対象となる税額、各月の徴収税額、対象となる年金等については、同封の文書で確認してください(右頁表2参照)。

◆ご存知でしたか？

市・県民税の申告について

収入のない方でも、国民健康保険税や後期高齢者医療制度の軽減措置、税関係証明書等の発行、各種福祉関係の所得判定などの基礎資料となるため、申告が必要になる場合があります。

税制上の被扶養者になっていない方などで、まだ申告が

済んでいない方は、収入がない旨などの申告をしてください。

◆よくあるお問い合わせ

Q 私には今年の8月に茂原市外に転出する予定だが、茂原市には市・県民税を何期分まで納税しますか？

A 平成26年度の市・県民税は、平成26年1月1日に住んでいた市町村で課税されます。その年の途中に市外に転出しても、平成26年度の市・県民税は、全額を茂原市に納付していただきます。

Q 平成25年中に退職した際に市・県民税を支払ったが、どうして今年も納税通知書が届いたのか？

A 平成26年度の市・県民税は、昨年中の所得に対して課税されます。退職時に一括で給与天引きされた、または納税通知書で納付されたものは、平成25年度(平成24年中の所得に対して課税したもの)です。

お問い合わせは、

市民税課(2階)

☎(20)1577、FAX(20)1609へ。

木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します

市では、住宅の耐震化を促進するために、木造住宅の耐震診断並びに耐震改修にかかる費用の一部を補助します。下記の制度をご利用ください。

耐震診断費補助制度

◆補助金の額

耐震診断に要する費用の2/3で6万円を限度

◆補助対象棟数 約20件

◆補助対象住宅

市内にある木造住宅で、新耐震基準(昭和56年)以前に建築された2階建て以下の一戸建ての住宅(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものを含む)

◆補助対象者

補助対象住宅を所有し、かつその住宅に居住している方。※既に補助対象住宅の耐震診断に係る契約を締結されている方は対象となりません。

◆受付期間 受付中～12月15日(月)

●木造住宅耐震無料相談会(第1回)を開催します

新耐震基準(昭和56年)以前に建築された木造住宅の耐震化を図るため耐震相談会を開催します。

日時 6月27日(金)、13時～17時
(個別簡易耐震相談時間は1組40分程度)

場所 市役所5階504会議室
申込方法 電話にて事前予約制(先着5組)

申込期間 6月2日(月)～6月13日(金)
(土日を除く9時～17時)

耐震改修費補助制度

◆補助金の額

耐震設計に要する費用の2/3(4万円を限度)、耐震改修工事に要する費用の23/100(30万円を限度)及び工事監理に要する費用の2/3(6万円を限度)の合計額40万円

◆補助対象棟数 約10件

◆補助対象住宅

市内にある木造住宅で、新耐震基準(昭和56年)以前に建築された2階建て以下の一戸建ての住宅(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものを含む)であり、耐震診断の結果、危険性があると判定されたものであること。

◆補助対象者

補助対象住宅を所有し、かつその住宅に居住している方。※既に補助対象住宅の耐震改修に係る契約を締結されている方は対象となりません。

◆受付期間 受付中～10月31日(金)



お問い合わせは、
建築課(8階)

☎(20)1588、FAX(20)1606へ。